

申し込み時の
必要事項

- ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢、性別
⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

石油機器技術管理講習

〓認定試験〓

日時 5月27日(木)、28日(金)。いずれも午前9時～午後6時。
対象 石油燃焼機器の点検整備業務に従事または従事しようとする方。
費用 1万6千800円。

〓管理士資格者の再講習〓

日時 5月25日(火)、26日(水)。いずれも午前9時30分～午後5時。いずれか1日の受講で可。
対象 資格者証の受講期限が今年5月までの方。
費用 8千900円。

〓会場ちえりあ(17階)〓

※申込 消防局予防課か各消防署で配布中の申込書を4月30日(金)(必着)までに送付か直接。
〔詳細〕 消防局予防課(中央区南4西10) ☎(215)2040

中小建設業経営IT化促進
モデル事業の募集

内容情報技術(IT)を経営戦略に取り入れ、独自システムを開発・導入する事業を行う場合に、その経費の一部を補助。

対象 市内に本店を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、市税を滞納していない中小建設業者か、建設業と関連の深い事業を営む業者。かつ、大企業が発行済み株式総数または出資総額の過半数を単独に所有していない中小企業で来

年3月末までに独自システムを開発・導入し、その稼働ができるもの。

申込 市役所15階産業振興課で配布中の応募用紙を5月14日(金)までに同課へ持参。応募用紙はホームページ <http://www.city.sapporo.jp/keizai/kensei-it/>からも入手可。
多数時選考。

〔詳細〕 産業振興課 ☎(211)2362

競争入札参加資格の
追加申請受け付け

平成16年度の物品・役務および工事・業務の競争入札参加資格の追加申請受け付けは、4・7・10月に実施します。
4月の日程は次の通り。

受付期間 4月12日(月)～16日(金)
受付場所 市役所14階契約管理課。

申請書 市役所、区役所の売店で販売中。一部500円。
〔詳細〕 契約管理課 ☎(211)2152



国民年金
保険・年金

国民年金

〓老齢福祉年金受給者は国民年金証書の提出〓

老齢福祉年金を受給している方は、国民年金証書(緑色の手帳)の書き換えが必要で

す。4月9日(金)以降に指定郵便局で年金を受け取った後、区役所の年金係に国民年金証書を提出してください。

〔詳細〕 区役所(17階)の保険年金課年金係

国民健康保険料は
期限内に納めましょう!

〔滞納整理特別強化月間〕

実施期間:平成16年5月まで

- ★滞納世帯への実態調査の強化
- ★納付相談・納付指導の実施
- ★滞納処分の強化
(給与照会・預貯金などの差し押さえ)

介護保険



〓4月に支給される年金からも介護保険料が徴収されます〓

15年度の特別徴収決定通知書でお知らせした通り、2月に介護保険料が特別徴収(年金天引き)された方は、原則として4、6月にも同額が徴収されます。4月にはあらためて通知書をお送りしませんのでご了承ください。16年度の保険料額は、6月にお送りする「特別徴収決定通知書」でご確認ください。また、特



税金

〓住民税の申告をお願いしま

す〓
個人の市・道民税については、16年度から左表の通り所得割非課税限度額が引き下げられることにより、新たに納税義務者となる方は、16年度に限り4月30日(金)までに申告が必要です。ただし、給与または公的年金収入に係る所得のみの方(各種所得控除の適用を受けようとする方を除く)や、所得税の確定申告をされた方などは原則としてこの申告をする必要はありません。

■所得割の非課税限度額

改正後	所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 35万円
改正前	所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 36万円
注)	控除対象家族数は、本人および配偶者の合計数です。家族除扶養親族は除きます。

〓固定資産をお持ちの方へ〓
市内にお持ちの土地・家屋・償却資産に係る固定資産税の納税通知書を、4月中旬にお送りします。氏名・住所な

どに誤りや変更がありましたら、お知らせください。

なお、4月1日(木)～30日(金)に、資産の所在する区の課税課で固定資産(土地・家屋)価格の縦覧を行っています。16年度の固定資産課税台帳の閲覧と固定資産評価証明書(評価証明)の交付は4月1日(木)から実施しています。

〓原動機付自転車の軽自動車
税申告場所を追加〓

原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)を取得・廃車・売却した時や、転居した場合には、軽自動車税の申告が必要となります。申告場所に次の3店舗を追加しました。

- 追加サイクルショップさとう(厚別区厚別西2の2) ☎(891)2288、サイクルショップおおよま(清田区北野3の2) ☎(883)1582、みやたサイクル(手稲区前田4の10) ☎(683)5335

〓従来の申告場所区役所課税課、
鈴木自転車商会(中央区南1

- 西21) ☎(631)5376、寺島商会(北区屯田3の4) ☎(775)8460、ジンボ(東区北34東27) ☎(781)1671、ロードキッズ(白石区東札幌3の3) ☎(833)5167、田中自転車商会(豊平区豊平7の7) ☎(811)8444、門崎商会(南区川沿8の1) ☎(571)1692、玉井自転車商会(西区発寒11の3) ☎(661)9408